

## 本院御落飾記

明徳三年  
崇光天皇

『本院御落飾記』（一幅、C九・七）は、近年の当部蒐集図書の一つである。整理にあたっては、一名として「崇光天皇御落飾記」「永行卿記」と付した。ここにいう本院とは、北朝第三代崇光上皇のことで、内容は、上皇が御落飾された折の記録であり、また本記は、高倉永行の日記『永行卿記』の逸文と考えられるものである。従来、崇光上皇の御落飾に関しては、後崇光院伏見宮貞成親王の『椿葉記』や同宮家旧蔵の『崇光・大通・後崇光三院御出家勘例』（二巻、伏・七四三）等に簡略な記事が見えるのみであったが、本記によって更に詳細な記事が知られることになった。以上の点からも、本記の史料的价值は高いと考えられ、ここに紹介することとした。

本記は、現在一幅に仕立てられているが、これは近年の所為と思われる、本来は本紙のみで伝来していたものと推定される。本紙全体の大きさは、縦三十二・三糎、横六十一・八糎であるが、これは紙片三枚を貼り継いだものである。料紙は楮紙。筆跡は、端裏書共に一筆で室町期を下らないものである。また、本記には五カ所（カギカッコ部分）に押紙がみられ、文字の訂正がなされているが、訂正前の文字と訂正後の文

字とは同じであり、こうした意図については、今のところ不明である。

内容は、明徳三年（一三九二）十二月三日の記事で、冷泉範定よりの情報として、去月二十日のこととして上皇の御落飾の記事を書き留めている。しかし、上皇の御落飾は、三十日のことで、二十日は誤伝、もしくは書き誤りとも考えられる。御落飾された崇光上皇（法名勝円心）は、建武元年（一三三四）、光厳天皇の皇子として誕生された。諱は興仁。貞和四年（一三四八）十月、踐祚され、翌年十二月即位式をあげられた。応永五年（一三九八）正月十三日、六十五歳をもって崩御されている方である。同記には、御出家の際の導師常光国師（空谷明応、応永十四年没、八十才）をはじめ、祇候の綾小路信俊（永享元年没、七十五才）のことや、御供と号して出家した五辻朝仲（生没年未詳）のこと等を伝えている。更に、ここで詳しく記されているのは、御落飾にあたっての装束のことであり、その紋様にいたるまで子細に記している。記主と考えられる高倉永行は、参議高倉永季の子として誕生している。母は、大膳大夫藤原光綱の女、或いは右京大夫藤原朝尹の女ともいう。経歴については、不明の点が多いが、応永五年五月二十四日、従三位に叙せられ、同

日兵部卿、同年十二月参議、同六年正月正三位となり、三月兼備中權守、六月十八日出家していることが知られる。法名常永。また、すくなくとも応永三年段階には、左兵衛権佐であったことが知られる。その後、同二十三年八月三日に没している。その時の享年は不明であるので、生年については詳らかにし得ない。高倉家は、藤原北家長良流で、朝廷において代々装束のことを司り、山科家と共に衣紋道を伝える家である。永行は、室町幕府の信任を得て執奏となるなど、幕府とのつながりも深く、『新統古今和歌集』には「鹿苑院入道前太政大臣家にて早春霞を」の詞書をもつ和歌も所収されるなど足利氏との関係は密接であった。また、著作としては『法体装束抄』があり、『装束雜事抄』の著者にも擬せられるなど、装束関係の著作を残している（いずれも『群書類従』装束部所収）。これらは、装束の家の当主としての所為であろう。このうち『法体装束抄』は、応永二年六月に出家した足利義満の法服を調進した際の記録であり、同書の奥書に「法体の衣の著様寸法已下之事、先に法皇の御ころもは当家の輩よそみ奉る也」とみえるところから、高倉家が崇光上皇の法服をも調進したものと推測され、こうした背景から上皇の出家の記事と、その折の法服の詳しい記事とを永行は、日記に書きしるしておいたのではないかと考えられる。本記巻頭に「左兵衛権佐藤原朝臣永行記之」とみえるのは、上皇の出家の記事と法服の記事とを特に自分の日記より書き抜いたことを示すものであり、こうした点からも本記は永行の日記の一部と考えられる。そして、端裏書に見える「本院」

という表現に注目すれば、こうした所為は崇光上皇の御存命中であったのではないだろうか。とすれば上皇が崩御された応永五年以前であり、また官職からみて永行が参議となる同五年以前とみて誤りないであろう。永行は、日記『永行卿記』を残しているが、応永二年のものしか現存せず、本記によって逸文ながら明徳三年十二月三日の記事の一部を知ることができることになる。また、管見にふれた二三の永行自筆とされる文書類の筆跡と比較してみると、いくつかの類似点がみとめられ、永行自筆と推測される。おそらく永行が日記より当該記事を書き抜き、誰かに与えたものとも考えられるが、後考を俟ちたい。

以上、粗雑な紹介をしてきたが、本記は従来知られなかった崇光上皇の御落飾の詳しい様子を知ることのできる史料として、位置付けられるものといえるであろう。

#### 凡例

- 一、使用漢字は、主として常用漢字を使用した。
- 一、押紙で訂正のある文字については、「」を付した。
- 一、割書に付された割注は『』を付した。
- 一、塗抹文字で判読できるものは、その文字の左傍に見せ消し記号、を付し、訂正された文字は右傍に記した。また、判読不能の文字は☒で示した。
- 一、便宜読点・並列点を付し、編者の註は（ ）で示した。

(小森正明)

〔端裏書〕本院御落飾記 明徳三

左兵衛佐藤原朝臣永行記之權

明徳三年十二月三日、卯、天晴、陰不閉、雪降、前左馬頭

範定朝臣来、相語云、去月廿(イ、イ)丙子、伏見本院御方(崇光院)御歳五十九有

〔御落飾云々〕、只内々儀也、相国寺前任弘日常光国師祇(春)「候、先年普(空谷明底)」

明国師有御受衣、御法名如元云々、

先御ソハツ、キ御指貫ニテ有出御、則御ソリ手侍者僧ソリ

奉ル、無脂燭、右中将(綾小路)信俊朝臣一人持御蠟燭祇候御辺、御

〔落髪畢、国師御カウ〕ソリヲ三度アテ申テ、聊有表白、

畢入御、則着御々法衣出御、有御受衣之儀、畢入御、御布

施後日被送云々、此事非殊儀、只近年御荒増令成就給云々、

宮内卿朝(五辻)仲朝臣号御共出家云々、

一、御法衣事、御裳ツケコロモノナリ、

薄墨御衣、〔薄物〕御文菊八葉、御頸ヲ立ラル、生白御帶、御

御袈裟 五帖、薄物墨、薄物、御文菊八葉普通正道ニ同也、御受戒之時

者、国師九帖袈裟ヲ持取シテ衣鉢ハ侍者役之云々、

法皇御袈裟「香、文何ニてもナリ」、色モ不同、

御衣内々ハ聊ミシカキヲ御頸ヲ立テメサル、

又絹ノ御直トツモメサルナリ、

又御トンシキ御キウタイモ隨時被着之、

縫様寸法等如正道法師云々、